最高裁判所事務総局総務局第三課長　植村　直樹
横浜地方裁判所事務局長を命ずる　前橋地方裁判所事務局長　佐野　寛次
最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる　前橋地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　渡辺　雅伸
さいたま地方裁判所民事首席書記官を命ずる　宇都宮地方裁判所民事首席書記官　及川　節子
宇都宮家庭裁判所事務局長を命ずる　東京高等裁判所事務局総務課長　継田　剛史
千葉家庭裁判所事務局長を命ずる　広島地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　三津川　昇
広島高等裁判所刑事首席書記官を命ずる　広島地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　山頭　博幸
長崎家庭裁判所事務局長を命ずる　福岡高等裁判所民事首席書記官を命ずる　橋辺　隆司
福岡家庭裁判所事務局長を命ずる　那覇地方裁判所民事首席書記官を命ずる　今坂　健司
那覇地方裁判所民事首席書記官を命ずる　高津　佐邦弘
宮崎家庭裁判所事務局長の併任を解除する　渡邉　範幸

熊本地方裁判所事務局長を命ずる　松江地方裁判所事務局長を命ずる　吉田　弘之
広島高等裁判所刑事首席書記官を命ずる　広島地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　頭　隆吉
福岡高等裁判所民事首席書記官を命ずる　福岡家庭裁判所事務局長を命ずる　秋吉　永田　昌敏
長崎家庭裁判所事務局長を命ずる　福岡高等裁判所総務課　江頭　誠
福岡地方裁判所民事首席書記官を命ずる　那覇地方裁判所民事首席書記官を命ずる　佐邦　弘
宮崎地方裁判所民事首席書記官を命ずる　宮崎家庭裁判所事務局長兼宮崎地方裁判所事務局長　高津　佐邦　弘
那覇地方裁判所事務局長を命ずる　官　渡邉　範幸
広島家庭裁判所事務局長の併任を解除する　松江地方裁判所事務局長を命ずる　松江地方裁判所事務局長　三津川　昇
広島地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　千葉家庭裁判所事務局長を命ずる　千葉家庭裁判所事務局長　継田　剛史
東京高等裁判所事務局総務課長　宇都宮家庭裁判所事務局長を命ずる　宇都宮家庭裁判所事務局長　渡辺　雅伸
前橋地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　さいたま地方裁判所民事首席書記官を命ずる　宇都宮地方裁判所民事首席書記官　及川　節子
前橋地方裁判所事務局長を命ずる　最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる　最高裁判所事務総局総務局第三課長　植村　直樹
横浜地方裁判所事務局長を命ずる　前橋地方裁判所事務局長　佐野　寛次

鹿児島家庭裁判所事務局長に併任する　深澤　勉
宮崎地方裁判所事務局長を命ずる　鹿児島家庭裁判所事務局長に併任する　鹿児島地方裁判所事務局長　深澤　勉
仙台高等裁判所事務局次長を命ずる　青森地方裁判所事務局長　阿部　吉明
青森地方裁判所事務局長を命ずる　官　小野　和夫
徳島家庭裁判所事務局長の併任を解除する　高松家庭裁判所事務局長を命ずる　高知地方裁判所事務局長兼高知家庭裁判所事務局長　河野　恭司
徳島地方裁判所事務局長を命ずる　徳島家庭裁判所事務局長に併任する　高知家庭裁判所事務局長の併任を解除する　高知地方裁判所事務局長を命ずる　松本　省二
最高裁判所判事大谷剛彦付秘書官を命ずる　甲府地方裁判所主任書記官　石塚　敬二
最高裁判所判事櫻井龍子付秘書官を命ずる（以上八月一日）　東京簡易裁判所主任書記官　勝又　直子
東京簡易裁判所判事に補する（以上八月一日）　佐倉簡易裁判所判事　岡崎　昌吾
佐倉簡易裁判所判事に補する　同　山嵜　和信
松戸簡易裁判所判事に補する　簡易裁判所判事　金谷　暁
横浜家庭裁判所判事補に補する　福岡地方裁判所判事補・福岡家庭裁判所判事補　闕　隆太郎
横浜簡易裁判所判事に補する　簡易裁判所判事　闕　隆太郎
兼ねて横浜地方裁判所判事補に補する　鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補　田中　いさみ
広島簡易裁判所判事に補する　広島家庭裁判所判事補に補する（以上八月五日）　茶

官報号外

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成26年８月26日をもって満了した。

平成26年８月27日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成25年度食品衛生監視員採用試験

官報資料

機械受注統計調査報告（平成26年６月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成25年7～9月	10～12月	平成26年1～3月	4～6月	平成26年3月	4月	5月	6月
受注総額	65,886	65,764	68,594	78,446	23,198	31,260	21,735	25,451
	(5.9)	(−0.2)	(4.3)	(14.4)	(4.0)	(34.8)	(−30.5)	(17.1)
	〔 21.4〕	〔 15.9〕	〔 10.8〕	〔 26.9〕	〔 −0.3〕	〔 53.6〕	〔 −2.6〕	〔 30.3〕
民需	28,259	28,822	30,577	27,527	10,765	10,541	8,472	8,513
	(5.1)	(2.0)	(6.1)	(−10.0)	(17.3)	(−2.1)	(−19.6)	(0.5)
	〔 9.9〕	〔 14.0〕	〔 18.5〕	〔 2.1〕	〔 14.5〕	〔 22.4〕	〔 −9.0〕	〔 −4.9〕
〃（船舶・電力を除く）	23,997	24,442	25,474	22,824	9,367	8,513	6,853	7,458
	(4.8)	(1.9)	(4.2)	(−10.4)	(19.1)	(−9.1)	(−19.5)	(8.8)
	〔 9.6〕	〔 13.3〕	〔 16.4〕	〔 −0.4〕	〔 16.1〕	〔 17.6〕	〔 −14.3〕	〔 −3.0〕
製造業	9,633	9,829	10,213	9,343	3,846	3,484	2,835	3,024
	(8.1)	(2.0)	(3.9)	(−8.5)	(23.7)	(−9.4)	(−18.6)	(6.7)
	〔 8.2〕	〔 14.8〕	〔 22.1〕	〔 4.1〕	〔 29.5〕	〔 19.3〕	〔 −3.8〕	〔 −1.3〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,344	15,052	14,898	13,905	5,151	5,195	4,270	4,441
	(−0.2)	(4.9)	(−1.0)	(−6.7)	(8.5)	(0.9)	(−17.8)	(4.0)
	〔 10.4〕	〔 12.4〕	〔 11.8〕	〔 −3.1〕	〔 6.6〕	〔 16.7〕	〔 −19.9〕	〔 −4.1〕
官公需	9,197	8,135	7,196	9,374	2,115	2,971	3,637	2,766
	(8.8)	(−11.5)	(−11.5)	(30.3)	(−18.5)	(40.5)	(22.4)	(−24.0)
	〔 34.0〕	〔 14.4〕	〔 −9.1〕	〔 11.8〕	〔 −17.6〕	〔 18.5〕	〔 9.5〕	〔 6.4〕
外需	27,009	25,814	27,499	39,111	9,429	16,148	8,737	14,226
	(10.7)	(−4.4)	(6.5)	(42.2)	(3.2)	(71.3)	(−45.9)	(62.8)
	〔 34.7〕	〔 18.4〕	〔 12.8〕	〔 61.0〕	〔 −4.3〕	〔 101.7〕	〔 −0.2〕	〔 87.5〕

○定年退官

判事事近藤壽邦は七月二十九日限り定年退官
判事事原田保孝は七月三十日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事金谷暁は七月三十一日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事山嵜和信は七月三十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

○任期終了退官

簡易裁判所判事久光彰、同直井和夫、同内田正之、同浦博胤、同福原彬文、同柚木長次、同堀ノ内孝造、同安田辰夫、同新城秀勝、同山昌永及び同谷野修二は七月三十一日限り任期終了